

1 市民参画・協働

【現状と課題】

市民ニーズや地域特性に合わせた、きめ細かく柔軟なサービスを提供していくために、市民が参画したまちづくりや、市民活動団体等と行政がまちづくりのパートナーとして、対等な立場で協力し合うことが重要であり、全国的に市民参画に向けた動きが活発化しています。

本市においては、市民参画によるまちづくりに向けて、広報紙やホームページ、また民間事業者との協働によって作成し全戸に配布している「青梅市くらしのガイド」など様々な媒体や手法によって市政情報の提供に努めています。また、市長への手紙や市民と市長との懇談会を実施するなど広聴活動の充実を図ってきました。

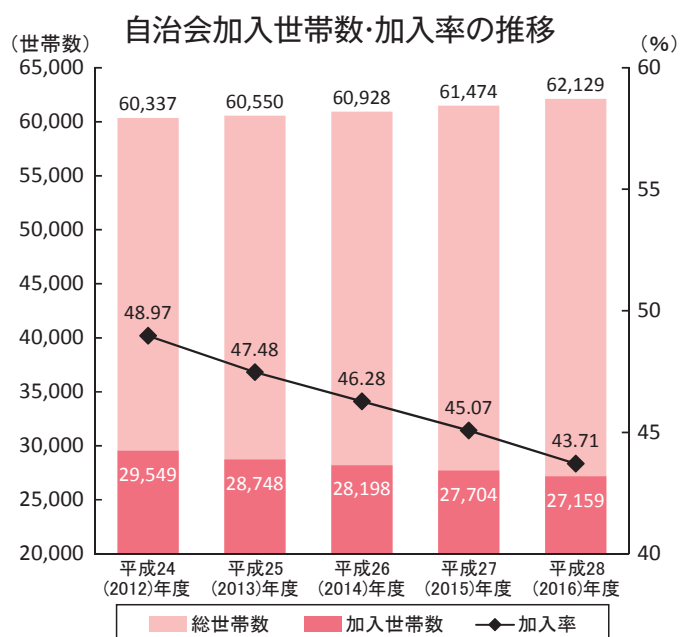
さらに、市政情報については、「青梅市個人情報保護条例」による適正な個人情報の取扱いのもと、「青梅市情報公開条例」にもとづいて公開性の向上を図ってきました。

本市では、市民活動団体等と行政とがパートナーとして、それぞれの立場の理解や尊重のもとに、協働型のまちづくりを促進することを目的として平成20(2008)年に「青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する指針」を策定しました。

平成23(2011)年には、市民と行政が共に利用できる「青梅市協働実践マニュアル」を市民と協働して作成しました。また、協働推進員を各部署に配置するとともに、市民活動団体の活動支援や活動拠点である青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、協働のまちづくりを進めています。

しかし、市政総合世論調査結果によると市民のボランティア活動等への参加や関心が高いとは言えません。既存の市民活動団体においても、継続性の面で様々な課題を抱えています。

本市のコミュニティ活動については、自治会が中心的な役割を担っており、地域づくり活動、地域の防犯・防災、環境整備など各種活動を行っています。しかし、若年層の新規加入が進まない状況に加え、高齢化によって自治会活動が続けられず退会する世帯があり、その一方で核家族化の進展に伴う世帯数の増加などを要因として自治会加入率の低下が進んでいるといった実情があります。



【基本方針】

市民と行政とが共に協力・連携をしながら、市民参画によるまちづくりを進めます。推進に当たっては、行政情報の的確かつ迅速な発信、市民意見の把握および反映に努め、双方向のコミュニケーションを図り、市民のまちづくりへの参画や協働に対する関心を高めていきます。

市民活動団体等の活性化のための取組を支援します。また、行政と市民活動団体等とがそれぞれの特性を生かした連携・協働によるまちづくりを推進します。さらに、協働の機会の創出、市民の提案を受け入れる体制の充実を図ります。

自治会を中心とした地域コミュニティを支える地域活動が更に活性化するように支援し、市民センター機能の強化を図り、市民同士が世代を超えて支え合い、地域コミュニティが活発で日頃から心のふれあいがある地域づくりを促進します。

【基本施策】

(1) 市民意見の把握とまちづくり情報の共有

市民ニーズや地域特性を踏まえたきめ細やかなサービスを提供していくため、あらゆる世代の多くの意見や要望が把握できるよう努め、広聴活動の充実を図ります。

誰もがまちづくりの情報を得られる環境づくりに向けて、広報紙やホームページ、「青梅市くらしのガイド」などの発行物については、親しみやすさに配慮し市民のくらしに役立つよう内容の充実を図るとともに、発信手法の工夫に努めます。

また、市政運営の適正な情報公開により、市民の市政運営に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の推進を図ります。

各種行政計画の策定等に積極的な市民参加の促進を図り、政策の形成過程からその評価・見直しまで、市民と共に取り組み、市民参画によるまちづくりを推進していきます。

(2) 市民活動の活性化促進

各種市民活動団体等の自主的な活動や組織強化、担い手の育成など、活動の活性化に向けて支援します。また、行政とボランティア・NPO等が目標を共有し、連携・協働によるまちづくりを推進していくため、職員の協働推進体制の強化、市民の協働意識の高揚、市民活動団体等の活動場所の確保やネットワークづくりに対する支援など協働推進体制の充実を図ります。

「青梅市協働実践マニュアル」の活用や、市民提案型協働事業の充実など、新たな協働事業の企画・運営等への市民の参画・協働を進めます。さらに、協働の推進役である青梅ボランティア・市民活動センターとの連携を強化し、様々な主体が参画できるまちづくりを推進します。

(3) 地域コミュニティ活動の支援

自治会を中心としたイベントや防犯・防災活動、美化活動など地域の特性に合わせて各地域で取り組む地域コミュニティ活動を積極的に支援し、市民同士の連携を促進します。

市域が広く、大きく異なる地域の実情を踏まえ、自治会加入率向上への取組や自治会館の補修など地域の課題に対する更なる支援、地域コミュニティの醸成や情報網機能の強化など、地域の活性化に向けて自治会と市の役割を踏まえ、連携・協力の充実を図ります。

(4) 市民センター機能の多様化

市内11地区の各市民センターについては、それぞれの地域が抱える問題の解決や地域活動の活性化に向けた中心的拠点として、その役割を十分に発揮できるよう機能の強化を図ります。

地域におけるあらゆる世代の多様な活動を広く支援するとともに、地域の声や地域特性を生かした、きめ細やかなサービスの充実に取り組みます。



市民提案協働事業
(おそきDEブチ田舎暮らし～田植え体験～)



地域の運動会

2 人権・平和

【現状と課題】

人権の世紀と言われる21世紀にあって、依然として人権に関わる様々な問題はなくなり、学校や職場内でのいじめ、インターネットを悪用した人権侵害、児童虐待、配偶者等からの暴力、高齢化に伴う人権に関する新たな課題等も生じています。

本市では、心の教育をはじめ、人権擁護委員との連携において人権の花運動、小学生の人権メッセージや中学生の人権作文コンテストへの応募、さらに、平成29(2017)年度まで人権尊重教育推進校の指定を受けるなど人権教育の推進に取り組んでいます。また、人権擁護委員による相談のほか、関係機関や団体と連携した相談・支援、パネル展などを通じて啓発活動に取り組んでいます。

また、戦後70年が経過し、戦争を体験した人が減少しており、戦争に関する資料や体験談に触れる機会が減少してきています。本市では、戦争の悲惨さを伝え、今ある平和を感じてもらうため、世界連邦運動協会青梅支部と連携し様々な啓発活動に取り組んでいます。

誰もが人権を尊重し、お互いを認め合う平和な社会の実現を目指して、これまで以上に市民の人権意識の高揚を図っていく必要があります。同時に、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和思想の普及を図るため、継続的に取り組んでいくことが必要です。

【基本方針】

市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深めることができるよう、各種啓発活動に取り組み、人権啓発を推進するとともに、人権侵害に対する問題の早期解決に向けて関係機関や団体との連携を強化し、人権問題に関する相談・支援の充実に努めます。

また、戦争を知らない若い世代をはじめ、全ての人が平和の尊さを感じながら、幸せに豊かに暮らすことができるよう、世界連邦運動協会青梅支部等と連携し、平和事業の充実に図り、平和意識の高揚を図ります。

【基本施策】

(1) 人権啓発活動の充実

人権尊重社会の構築に向けて、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの人権意識を高めていくため、学校、家庭、地域、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、犯罪被害者などに対して、日々の暮らしの中で起こる人権問題に関する相談・支援の充実に努めます。

(2) 平和意識の高揚

児童や生徒をはじめ多くの市民が、今もなお世界各地で起きている武力紛争や戦争の悲惨さ、世界で唯一の核被爆国として核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶため、世界連邦運動協会青梅支部等と連携して、次世代への継承や平和に関する施策の充実を図り、平和意識の高揚に努めます。

平和写真展

3 男女平等参画

【現状と課題】

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

国では、平成27(2015)年度に、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会や男性中心型労働慣行等の変革を通じた仕事と生活の調和などを改めて強調した「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の形成を促進することとしています。

本市では、「青梅市男女平等推進計画」にもとづき、男女平等の意識づくりや男女平等参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等を重点課題に掲げ、情報紙の発行や講演会の開催など広報・啓発活動の推進、審議会・委員会等への女性の登用などの取組を推進してきました。

男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、また平成27(2015)年度には、新たに就業希望など働く場面における女性の思いを実現する社会を目指すことを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、制度上の整備は進んでいるものの、男女平等参画社会の実現に向けては、家庭や職場など様々な場面で課題が存在しています。

【基本方針】

男女が性別にかかわらず、自立した個人としてその能力や個性が十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女平等意識の啓発をはじめ、様々な分野における男女平等参画の推進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活環境の整備、配偶者等からの暴力の防止に努め、男女平等参画社会の環境整備を進めます。



よつばの手紙



取材の様子

【基本施策】

(1) 施策の総合的な推進

「青梅市男女平等推進計画」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にもとづき、男女平等参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、配偶者等からの暴力の防止に向けた取組や相談体制の充実、政策・方針決定過程や防災分野への女性の参画、仕事と生活の調和の推進、女性の再就職等の就業支援など女性が活躍できる環境づくりを進めます。

さらに、積極的な情報発信や講座の開催等により、男女平等参画に対する意識の高揚に向けた啓発に取り組みます。

(2) 推進体制の充実

男女平等参画関連施策の推進に当たっては、青梅市男女平等推進計画懇談会において各事業の進捗管理、指標にもとづいた成果の把握や女性活躍推進にかかる取組に関する協議を行うなど、推進体制の充実を図ります。



中学生向けデートDV講座



女性と防災講座



女性活躍推進事業



市の鳥「うぐいす」

昭和41年11月1日
市制施行15周年制定



市の花「うめ」

昭和51年11月1日
市制施行25周年制定



市の木「すぎ」

昭和51年11月1日
市制施行25周年制定